

企業会計基準委員会(ASBJ) 御中

企業会計基準公開草案第 59 号
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準(案)」へのコメント

2017 年 1 月 10 日
 経団連 経済基盤本部

(総論)

ASBJ による一連の税効果会計に関する基準・適用指針等の整備(JICPA から公表される実務指針の ASBJ への移管作業)は、デュー・プロセスの透明化の観点から有意義であり、ASBJ の作業に敬意を表する。

一方で、最重要事項の「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する適用指針」の検討が終わったにも関わらず(開示規定を除く)、税効果会計に関する開示規定の検討が未了であることから、税効果会計に関する JICPA の実務指針全体の移管が遅くなっている。税効果会計については既に十分な注記が行われていると考えており、開示規定の検討は必要最小限に留め、早期に税効果会計全体の移管を完了させることをお願いしたい。

(質問 2)－更正等による追徴及び還付に係る会計処理

5 項に、「なお、追徴に伴う延滞税、加算税、延滞金及び加算金については、当該追徴税額に含めて処理する」とある。この文言は、前の文章を受けたものである。「更正等に伴う追徴」に伴う延滞税等についての会計処理を示したものであると考えられるが、例えば、確定申告の納付額が見込納付額より多くなった場合に追加で支払った法人税について延滞税を支払う場合等、「更正等に伴う追徴」以外にも延滞税等の支払いが生じるケースもある。これらのケースも含め、延滞税等は、所得等に対する税金ではないことから、実務的には、「法人税、住民税及び事業税」に含めないことも多いと考えられる。よって、こうした実務を踏まえ、上記 5 項のなお書きを削除することを検討して欲しい。

(質問 3)－開示

13 項に、「外国法人税のうち法人税法等に基づき税額控除の適用を受けない税額について、利益に関する金額を課税標準とする税額は、法人税、住民税及び事業税(所得割)に含めて表示する」とある。この点、外国法人税のうち法人税法等に基づき税額控除の適用を受けない税額について利益に関する金額を課税標準とする税額は、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示すると断定的に記載するのではなく、監査保証実務指針第 63 号(以下、63 号という)の表現をベースとした記載に留めること(例えば、「外国法人税のうち法人税法等に基づき税額控除の適用を受けない金額は、その内容に応じて、適切な費目に含めて表示する」)

も、考えられるのではないか。

<理由>

- ◇ 税額控除の適用を受けない金額については、損金算入・損金不算入といった所得計算に関わることから、税引前当期純利益を構成するべきであり、「法人税、住民税及び事業税」等に含めて表示するのは必ずしも適切ではない。
- ◇ 税効果会計に関する Q&A では、「外国子会社からの配当等に係る源泉税(損金不算入)」については、「法人税、住民税及び事業税」に含めると記載されている。一方で、その他の、外国法人税のうち法人税法上の税額控除を受ける金額以外の金額(※)の表示方法については、63号の「実態に応じ、適切な費目で処理する」の他に具体的な規定が無く、利益に関する金額を課税標準とする税額を一律に「法人税、住民税及び事業税」に表示すべきとする根拠は希薄ではないか。

(※)例えば以下のような項目

- ①営業税のような性質により法人税に類する課税に該当しない税額(損金算入)
- ②租税条約の制限税率を上回る税率で課税された場合の、制限税率による税額を上回る金額(損金算入)
- ③税額控除と損金算入の選択において、損金算入を選択した場合の外国法人税額(損金算入)

(その他)

8項～17項は、全て、損益計算書における「表示」方法を規定しているにも関わらず、全体を「開示」と括っており、読み手からは記載ぶりが分かりにくい。

「開示」は「表示」よりも広範な概念であるのでこうした記載ぶりになっていると考えられるが、少なくとも、「損益計算書における表示に関しては、次の通りである」といった記載を追加するなど、「開示」の中でも「表示」に限って取り扱っていることが読み手に伝わるようにすべきである。

以上